

第2回総会議事録（R7年2月）

都城市農業委員会

1 日 時 令和7年2月28日 午前9時30分～

2 場 所 中央公民館 大会議室

3 委 員

出	1 徳益 吉明	出	2 柿並 マリ子	出	3 有川 はつ子	出	4 馬渡 広二
出	5 山中 美代子	出	6 重富 保(代理)	出	7 長谷場 平	出	8 蒲生 敏朗
出	9 坂上 和秋(会長)	出	10 永田 勇作	出	11 松枝 みどり	出	12 松山 忠雄
出	13 川内 幸洋	出	14 田中 加代子	出	15 紺家 知征	出	16 永野 一美
出	17 井窪 浩一	出	18 七日市 昌子	出	19 田中 操	出	20 乙守 賢次
出	21 藤森 和代	出	23 福田 安昭	出	24 中島 学		

4 事 務 局

局 長	馬場 俊彦	次 長	鶴村 勇一
主 幹	児玉 竜二	副 主 幹	吉國 雄一郎
主 事	畑中 友紀乃	副 主 幹	齊藤 千鶴 (山之口総合支所)
副 主 幹	山下 俊哉 (高城総合支所)	副 主 幹	山波 幸二 (山田総合支所)
主 事	溝口 漱 (高崎総合支所)		

5 付議案件

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 許可書の返戻について

議案第11号 非農地証明について

議案第12号 農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について

議案第14号 農地法第3条許可申請による農業委員会の許可決定について

議案第15号 農地法第4条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第16号 農地法第5条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第17号 農地の競(公)売に参加するための買受適格証明願について(3条)

議案第18号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農業委員会の決定について

議案第19号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について(中間管理事業)

第2回総会議事録

議長 ただ今より令和7年の第2回総会を開催いたします。本日は23名中全員の出席となっています。議事録署名人を私から指名させていただきます。3番委員と4番委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、審議に移ります。本日は報告案件2件と正誤表にあります通り、議案第13号が取下げとなっておりますので、議案8件となっております。まず報告案件ですが、2件まとめていきたいと思います。報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、そして、報告第3号許可書の返戻について、まとめて事務局の説明をお願いします。

事務局 ご報告いたします。報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、農地中間管理事業の解約に伴う報告分が抜けていましたので追加議案として配布させていただいたところですよ。議案書は1ページから17ページまでと追加議案書が1ページから42ページまでになります。合わせまして、今月は、正誤表にありますとおり、113件の通知で、230,095.00㎡の内容となっております。

次に報告第3号許可書の返戻についてですが、議案書は18ページになります。1,433.00㎡の内容で、第5条が1件となっております、返戻理由につきましては、備考欄のとおりでございます。以上でございます。

議長 ただいま、報告案件の説明が終わりましたが、何かご質問はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 何も無いようですので、報告第2号、3号については承認するものといたします。

続きまして、議案審議に入ります。まず議案第2号非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第11号非農地証明についてでございます。議案書は19ページになります。今月は1件の申請がございまして、264.00㎡の内容となっております。この調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの1ページに記載してございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入りますが、只今の件について何かご質問のある方はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決いたします。議案第11号の非農地証明について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第11号については全て承認するものと決定いたしました。

次に議案第12号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第12号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてでございます。議案書は20ページから52ページになります。今回は251件、370筆の395,258.00㎡の案件について、非農地かどうかの判断を求めるものでございます。

最終確認につきましては、52ページ下段の表のとおり高崎地区の担当委員に最終確認をしていただいたところですよ。各委員とも、いずれも山林原野化していて、今後も農地としての利用は見込めないだろうとの判断でございましたので、この370筆を非農地として判

断してよろしいかお伺いするものです。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決に入ります。議案第 12 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について、ご同意いただける方の挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 12 号については、非農地とすることに決定いたしました。

続きまして、議案第 14 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 14 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定についてでございますが、こちら申し訳ございません、1 件議案書から抜けていまして、追加議案として配布させていただいております。議案書は、54 ページから 63 ページと追加議案書の一番最後 43 ページになります。今月は、正誤表にありますとおり 1 件の取り下げがあり、追加議案書の 1 件追加で件数は変わらずの 35 件の申請で、面積は 108,675.25 ㎡の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 2 ページから 5 ページに記載してございます。いずれも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと判断しております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入りますが、何かご質問のある方はございませんか。

4 番委員 はい。取り下げされた 53 ページの議案第 13 号農地所有適格法人の案件は、1 月でもこれは出ていましたよね。これは承認されたのだったのでしょうか。

事務局担当 農地所有適格法人の承認というのは、3 条許可と同時に承認となるのですが、先月も 1 回取り下げになって、今月は必要書類が間に合わないというところでの取り下げとなったところです。

4 番委員 農地所有適格法人は承認となって、3 条はもう一回再提出するという理解ではなかったのでしょうか。

事務局担当 3 条許可をもって農地所有適格法人として認められます。前回も同時に取り下げをされて、今回ももう一度上がってきたのですが、こちらが求めた書類が間に合わないということで取り下げられるということとなった次第です。

4 番委員 この申請者は、優良農地に、それも水田の湿田にブドウを作るというのは本当かということで、地元でも土地改良区含め、再検討となっています。とにかく、今の件は分かりました。

議長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 質問も無いようですので採決いたします。議案第 14 号について、許可決定にご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第 14 号につきましては、すべて許可するものと決定いたしました。

続きまして、議案第 15 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 15 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

ですが、議案書は 64 ページから 65 ページになります。今月は 7 件の申請がございまして、9,190.00 ㎡の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 6 ページから 7 ページに記載してございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、何かございせんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 特に無いようですので採決いたします。議案第 15 号について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 15 号はすべて許可相当と決定いたしました。次に議案第 16 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。議案に対する事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 16 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は 66 ページから 74 ページになります。今月は、20 件の申請で、52,067.84 ㎡の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 8 ページから 11 ページに記載してございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、何かございせんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 特に無いようですので採決いたします。議案第 16 号について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 16 号はすべて許可相当と決定いたしました。続きまして、議案第 17 号農地の競（公）売に参加するための買受適格証明願について（3 条）を審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 17 号農地の競（公）売に参加するための買受適格証明願について（3 条）でございます。議案書は 75 ページになりますが、今回 3 条での証明願いが 2 件来ております。調査報告については、報告のまとめの 12 ページに記載してございます。なお、正誤表にあります通り、この案件につきましては、付帯議決事項の追加がございまして、内容については、申請者が落札後に、3 条許可申請が提出された場合、会長専決で許可し、次回総会時に報告する形でよいかの内容となっております。この付帯議決事項も併せて、ご審議方よろしく願いいたします。

議長 ただ今の件について何かご質問はございせんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決いたします。議案第 17 号の証明願について、承認される方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第 17 号については承認するものといたします。なお、正誤表にありました付帯議決事項についても同時に承認したものといたします。

続きまして、議案第 18 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 18 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農業委員会の決定についてでございますが、議案書は 76 ページから 134 ページになります。

まず所有権移転ですが、今月は 87 件の申請がございまして、240,376.44 m²の内容となっています。

利用権設定につきましては、25 件の申請がございまして、43,842.00 m²の内容となっています。この公告につきましては、本日 2 月 28 日付けを予定しております。また、所有権移転につきましては、開発事業計画によるものがございます。議案書の 93 ページ下段から 94 ページ上段になります。調査報告につきましては、調査報告書のまとめの 14 ページに記載してあります。また、認定農業者以外の取得が 2 件ございまして、議案書 77 ページの案件となりまして、別紙調査報告書のまとめの 13 ページに調査報告がなされています。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 説明が終了しましたので、質疑に入ります。只今の件について何かございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決に入ります。議案第 18 号について、承認される方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 18 号については原案どおり承認されました。次に議案第 19 号農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 19 号農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）でございます。議案書は 135 ページから 180 ページになります。今月は、219 件の申請で 571,171.75 m²の内容となっています。なお、公告につきましては、4 月 1 日付けで県の方ですることになります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、この件について、何かご質問はありませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 特に無いようですので採決いたします。議案第 19 号について、承認される方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 19 号につきましては原案どおり承認されました。

これで本日予定していた議案審議はすべて承認するという事で終わりました。他に皆さんの方から審議内容について何かございませんか。

先ほど農地所有適格法人の取り下げのことで 4 番委員が言われた件ですが、申請者は以前御池で大々的に農業をされていたのですけれども、途中でもう辞めたんですね。ワイナリーだけ今経営されています。そしてこの前 2 条が上がってきたときに、本当にこの平地でと、私も不思議に思ったところです。ただ先月も今月も上がってきて取り下げて、また何で取り下げたか私は分かりませんが、何か農地に対して不都合なことがあるのでしょうか。

4 番委員 隣の高木原用水路系統なので私が答えていいかどうか分かりませんが、場所は、都城から高速道路に入るところの J A のガソリンスタンドの左側で、優良農地がいっぱい広がっているところです。あそこにぽつんとブドウを植えると。先日の大分で研修を受けた時に

も、客土して排水対策、雨水対策を十分にしないと根が活着しないという話やら学んだばかりで、私も実際ブドウを作ったりしたんですけど、田んぼの中でそういうことをする、そして菓は田んぼの中だから、独特の菓を使うわけですよ。地元の土地改良区はそれを理解しているのかということで、我々祝吉地区の委員だけでは判断できない、再検討としていただきたいということで、事務局へお返ししました。細かい判断は知らないけども中山間地で作ればいいことをなぜこのような田んぼの中で作らないといけないのか、そういうことです。

議 長 そういう意味で取り下げられたんですね。こちらの方に進出されたのはどういうわけかなと私も不思議に思ったところです。やはりそういう形で異議があったということで取り下げに進まれたんだという風に感じています。

5 番 委員 そこは高木町の10号線と志布志道路の間で、私共のきりり農場高木が耕作しているところなんですけれども、その真ん中にブドウ園ができるということは、防除とか、それこそ無人ヘリとかも運転しますんで、もし菓剤が振りかかってしまっときの賠償とか、いろんな問題が出てくるのではないかなと大変危惧してまして、そこら辺を地元の耕作者とか高木原土地改良区に相談がないと困るかなと思い、今、4番委員に伝えているところでした。

議 長 この件についてはですね、我々も注意しながらですね、見ていきたいと思います。他に何かございませんか。

3 番 委員 調査報告書のまとめの最後の開発事業計画というのはどういうことなののでしょうか。

事務局担当 開発事業計画についてですが、本来あっせんの話ですが、転用担当の方から説明します。通常あっせんでは耕作目的の農地取得で大体動かれています。ただそれとは別に、農地を農業用施設として建設目的で取得することができます。ただこの現行制度も2月までなので、今回は、申請者が酪農をやっている、牛舎増築と堆肥舎、ロール置場、サイロといった農業用施設を整備する目的で取得されます。通常のあっせんの審査と加えてあっせんに入る前に一応転用担当の方でも転用に準ずるものとして問題ないか確認させていただいて、地元の農業委員にも転用と同じ審査基準で見てもらって上げさせていただいたところです。繰り返しになりますが、制度としては農業用施設として取得するためのあっせんと思っていただければよろしいかと思います。

5 番 委員 今の説明でよく分かるのですが、14ページの調査報告書のまとめのこれ1枚見ただけではどこかというのが分からなくて質問されたのかなと思うんですけど、64ページの4条申請の1番がそれだということですね。

事務局担当 今回、敷地の一部をあっせんでやって申請者が持っている農地を4条でやるということなので内容は4条もあっせんも一緒にやる形になります。関連で議案を上げさせていただいているところです。

5 番 委員 分かりました。もう少しそういったところを書いていただければ関連がわかったのかなと思います。どこのどのところだったんだろうと分かりにくかったので。

事務局担当 分かりました。今後、こちらについては、工夫させていただきます。

議 長 他に何かございませんか。

全 委 員 無し（の声あり）

議 長 何もございませんので、これで第2回総会を終了したいと思います。皆さんどうもお疲れ様でした。

令和7年 月 日

議事録署名委員

3番委員

4番委員

作成者 鶴村 勇一